

内閣参質一七九第六号

平成二十三年十一月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
藤村修

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員福島みづほ君提出原子力安全委員会事務局の誤った説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みづほ君提出原子力安全委員会事務局の誤った説明に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「放射線防護の線量の基準の考え方」における「年間百ミリシーベルト以下では健康への影響はない」という記述（以下「本件記述」という。）については、原子力安全委員会のホームページにおいて、本件記述が正しくないこと及び「百ミリシーベルト以下の被ばく線量による確率的影響の存在は見込まれるものとの不確かさがあります。」としている御指摘の「低線量放射線の健康影響について」を参照していただきたい旨を記載しており、また、政府・東京電力統合対策室合同記者会見において、本件記述が正しくないことを含め低線量放射線の健康影響について原子力安全委員会事務局から詳細な説明を行うなど、低線量放射線の健康影響について国民の正しい理解が得られるよう努めているところであり、引き続き、適切な情報発信に努めてまいりたい。

